

リーガルクリニック 「無料法律相談による」人材育成・社会貢献



DATA

●主な連携先・メンバー

法科大学院在学学生／法科大学院
実務家教員(弁護士)／弁護士
法人あしのは法律事務所

●活動地域

大阪府

活動の目的

- 1 教員との共同作業による法律相談を通じて、適切な(理論的・実務的に可能な最高水準の)法的助言を行うことができる能力を養成する
- 2 一般市民への法的助言を受ける機会の提供を通じて、法科大学院の教育資源を社会に広く還元する

連携にいたる経緯

法科大学院の責務として、学生に対して高度な専門能力・実践的対応力を養成する一環により、2004年度の法科大学院設立当初から、正課科目として「リーガルクリニック」を開設し、主に大阪府下の一般市民を対象とした無料法律相談を実施している。

活動内容

法科大学院2・3年生を対象として、机上の勉強が実践化していくプロセスの一端を教員との共同作業による法律相談を通じて経験させる。具体的には、弁護士資格を有する教員が常に同席してその責任のもとに法律相談にあたり、相談者の了解のもとに、受講生自身が発問を行って相談者から事実関係を聴きとり、法的助言を行う。教員は適切な応答がなされているかをチェックし、相談の最終段階においては、理論的・実務的に可能な最高水準の法的助言をまとめて相談者に提供する。相談後、受講生は、教員の指導の下に相談内容をいわゆる「カルテ」にまとめ、法的知識、思考力、一般常識の確認を行う。

また、受講生には、事前に法律相談を受ける際の詳細な注意事項について指導し、守秘義務に関する誓約書の提出を課している。

なお、2014年度以降は法科大学院の教育事業支援を委託している弁護士法人あしのは法律事務所から本事業の運営について支援を得ている。

活動の成果

- 1 理論と実務を架橋する法科大学院の教育理念を体現することで、受講生は「リーガルクリニック」の修得後、法理論学習への相乗効果と学習へのモチベーションが向上し、司法試験結果にも反映されている
- 2 相続、離婚、不動産、債権債務、消費者契約問題、刑事等の幅広い相談に応じるとともに、どの法律事務所に相談してよいかわからない一般市民に対して、安心して相談できる場を提供している

今後の課題・目標

- 1 「法テラス」の普及とともに市民の「司法へのアクセス」が改善されつつあるが、当無料法律相談へのニーズもあり、市民の法的ニーズへの対応に発展的に継続させるとともに、法科大学院教育のさらなる質向上を図る

●教員紹介



法務研究科 教授 尾島 史賢(おじま ふみたか)

弁護士法人あしのは法律事務所代表弁護士。専門は民事実務、倒産法。企業再生支援、企業法務、企業の海外進出支援、離婚、遺言、遺産分割、成年後見その他民事・商事・家事事件全般を取扱業務としている。